

障害児入所施設における独立子どもアドボカシー導入のニーズと懸念

○ 四天王寺大学 鳥海 直美 (4400)

栄留 里美 (鹿児島国際大学・7686), 久佐賀 眞理 (長崎県立大学・8925)

農野 寛治 (大阪大谷大学・2319), 堀 正嗣 (熊本学園大学・1846)

キーワード: アドボカシー, 子どもの意見表明権, 障害児入所施設

1. 研究目的

本研究は,日本における独立子どもアドボカシーサービス (Independent Children's Advocacy Service,以下 ICAS とする) のモデル構築を目指して実施された複数の調査研究の一部であり, 障害児へのサービス提供の独自性を検討するための基礎資料として位置づけられる. 本研究の目的は, 障害児入所施設の職員および入所児童へのインタビュー調査から, ICAS 導入のニーズと懸念を明らかにすることである.

2. 研究の視点および方法

子どもの意見表明権の保障という視点に根差しながら, 障害児入所施設に ICAS を導入すれば, ①どのようなメリットがあるか, ②どのような懸念があるかについて尋ねた. A 県の障害児入所施設を訪問して実施した職員調査と児童調査の概要は下表のとおりである. 協力施設のうち, 職員調査の 1 施設のみが医療型であり, 他はすべて福祉型であった.

	職員調査	児童調査
調査協力者	12 人・8 か所 (施設長 8 人, 苦情受付担当者 3 人, 他 1 人)	6 人・2 か所 (小学生 1 人, 中学生 1 人, 高校生 4 人)
調査期間	2014 年 9 月 10 日~29 日	2015 年 8 月 2 日・4 日
調査方法	ICAS の説明を行ったうえで, 半構造化面接法による個別またはグループインタビュー	朗読劇「アドボケイトってどんな人?」を上演したうえで, 半構造化面接法による個別インタビュー
調査者	研究者と調査協力員の 2 人 1 組	研究者と障害当事者の 2 人 1 組
調査時間	60~90 分間	40~60 分間

分析方法は, インタビューの逐語録から意味を見出すことのできる文脈を抽出してサブカテゴリーを命名した. 次に, 類似するサブカテゴリーを集約してカテゴリーを生成し, カテゴリー間の関連を検討した. 分析過程では, 探索的研究に適した KJ 法を参考にした.

3. 倫理的配慮

協力施設の施設長および調査協力者に対して, 匿名性の確保, データの使用目的や保管期間等について口頭と文書で説明し, 同意書を交わした. 調査協力員から守秘義務に関する誓約書を取り付けた. なお, 熊本学園大学研究活動適正化委員会の承認が得られている.

4. 研究結果

児童調査はデータが極めて少ないことから, サブカテゴリーの抽出に留めた. 以下にサ

ブカテゴリーを〈 〉，カテゴリーを【 】で示しながら，職員調査と児童調査の分析結果の相違点に焦点をあてて述べる．

① ICAS導入のニーズ

職員調査の分析結果から ICAS 導入のニーズについて，14 のサブカテゴリーと 6 つのカテゴリーが生成され，【子どもの安定】【子どものエンパワメント】【子どもと職員への支援・仲介】【施設開放】【支援の質の変容・向上】【職員の社会的評価の向上】とした．

職員にとってのニーズの中核は【支援の質の変容・向上】など，養育上の利益の増大である．他方の児童調査では，子どものニーズとして〈傾聴〉〈職員への代弁〉〈虐待からの救済〉が示され，アドボカシーの権利代弁機能や権利救済機能への期待が伺える．さらに，両者に共通するニーズとして，〈子どもの意見を起点とした支援方針の変容〉や〈子どもと職員の支援両立〉が挙げられる．サービス導入によって子どもの思いを聴く機会が創出され，それが個別的支援の充実を含めた支援の質的変容に繋がるという期待が確認された．

② ICAS 導入への懸念

職員調査の分析結果から ICAS 導入への懸念について，12 のサブカテゴリーと 5 つのカテゴリーが生成され，【アドボケイトの資質への懸念】【子どもとアドボケイトの関係形成の困難】【子どもと職員の関係混乱】【連携の困難】【子どもの思いの尊重と集団生活の矛盾の顕在化】とした．

両調査の分析結果の共通点として【アドボケイトの資質への懸念】や【子どもとアドボケイトの関係形成の困難】が挙げられる．この理由として，障害児の表現方法や対人関係づくりの独自性を，子ども自身と職員が十分に認識している現状があると考えられる．両者の異なる点として，アドボケイトに課せられた守秘義務に関する認識が挙げられる．職員が懸念する【連携の困難】には〈守秘義務への懸念〉が含まれ，子どもがアドボケイトに話した内容によっては，職員にフィードバックされることを望んでいることが確認された．一方，子どもは〈守秘義務の遵守への懸念〉を有していた．つまり，アドボケイトに話した内容が職員に伝えられることによって，職員の態度が変容することに不安を抱き，アドボケイトに対して守秘義務の遵守を強く求めていることが伺えた．

5. 考察

研究結果から，子どもの意見表明権の保障に特化した ICAS を障害児入所施設に導入することについて，子どもと職員の両者から一定のニーズが把握された．併せて，両者から信頼され，障害児の思いを汲み取って代弁するアドボケイトの資質のあり方が大きく問われていることが確認された．また，代弁過程における子ども－アドボケイト－職員の情報共有のあり方については，今後の試行的実践で検討されるべき課題の一つである．さらに，障害当事者が「調査協力員」としての役割を超える存在意義を有していたことをふまえて，障害当事者をピア・アドボケイトとしてモデル構想に位置づけることの重要性が示唆された．（本研究は JSPS 科研費研究課題番号 25590151 の成果の一部である）